



## 特定健診 ご担当者

### ★★後期高齢者健診受診券の記入について★★

令和2年4月1日より、厚生労働省の制度の見直しにより、後期高齢者健診の間診票が、フレイル、ロコモティブシンドロームに特化した15項目に変更になりました。

つきましては、以下の内容をご確認いただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ① **診察での医師の判定**（異常なし・要指導・要医療・治療中）は、必ずいずれか一点を  
択一でマークしていただきますようお願いいたします。

マークが未記入の場合は、後期高齢者の間診票が変更になった事から、服薬状況が把握出来なくなり自動判定が出来なくなった為、お問い合わせをさせていただきます。

なお、血液検査結果も含めて、総合的な判断のうえ判定される医療機関様につきましては、健診当日は受診券を提出せず、血液分析センターからの結果を確認後、判定欄に  
マークしてから、ご提出いただきますようお願いいたします。

※ **診察での医師の判定** につきましては、平成31年度まではマークが未記入であっても、服薬状況、及び血液検査結果による受診勧奨項目の有無で、NPOあいちのシステムで自動判定をしておりましたが、令和2年度からの後期高齢者健診間診票には、服薬に関する項目がなく服薬状況が把握できない為、自動判定で健診結果表の医師判定欄に印字する事が出来なくなりました。

後期高齢者の方も間診票の変更に伴い、医師の診断（判定）の記入が必要となりました。

診察	医師の判断（判定）	心電図検査
既往歴 自覚症状 他覚症状	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 要医療 <input type="checkbox"/> 治療中 <input type="checkbox"/> 要指導	所見 一覧表から選択してください 判定 1:異常なし 3:要医療

裏面右側D面

こちらの箇所です。

### ★★フレッシュ健康診査について★★

令和2年度より実施される東海市フレッシュ健診につきましては、NPOあいちでは処理、請求対応しておりませんので、フレッシュ健診を実施される場合には、令和2年度東海市各種健康診査等実施要項に基づき、実施医療機関にて直接請求していただきますようお願いいたします。